

松江市移動理・美容所取扱要領

1 目的

この要領は、自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に定めるものをいう。）であって、理容又は美容の業を行うために設けられたもの（以下「移動理・美容所」という。）の松江市における取扱いを定めることにより、理容師法（昭和 22 年法律第 234 号）及び美容師法（昭和 32 年法律第 163 号）の円滑な運用を図り、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

2 取扱方針

- (1) 移動理・美容所は、理容師法第 1 条の 2 第 3 項の理容所又は美容師法第 2 条第 3 項の美容所（以下、「理・美容所」という。）として取り扱うものとする。
- (2) 移動理・美容所にあっても、理容所及び美容所に必要な衛生上の要件を満たし、かつ、理容師及び美容師双方の資格を有する者のみからなる場合に限り、一車両で理容所及び美容所重複開設を認めるものとする。

3 理容師法第 11 条第 1 項又は美容師法第 11 条第 1 項の規定による届出

- (1) 松江市内において移動理・美容所による営業を行おうとする者は、松江市・島根県共同設置松江保健所長に届け出るものとする。
なお、島根県（安来市を含む）において、移動理・美容所による営業を行おうとする者は、島根県に届け出る必要がある。
- (2) 理容師法施行細則様式第 1 号による理容所開設届又は美容師法施行細則様式第 1 号による美容所開設届の所在地欄には、営業区域とともに括弧書きで車両の保管場所を記入し、名称欄には名称とともに括弧書きで移動理・美容所の車両登録番号を記入するものとする。
また、同開設届には、様式欄外に記載された書類に加えて車検証の写し及び前後左右 4 方向から撮影した移動理・美容所の写真を添付するものとする。
- (3) 理容師法施行細則様式第 4 号又は美容師法施行細則様式第 4 号による検査確認済証の所在地欄には営業区域とともに括弧書きで車両の保管場所を記載し、名称欄には名称とともに括弧書きで移動理・美容所の車両登録番号を記載するものとする。
なお、移動理・美容所の開設者に検査確認済証を交付するときには、別紙「移動理・美容所における遵守事項」を添付するものとする。

4 営業予定地の届出

- (1) 移動理・美容所による営業を行う者は、翌月の営業予定地について、毎月 25 日までに別紙様式 1 により松江市・島根県共同設置松江保健所長に届け出るものとする。
なお、松江市・島根県共同設置松江保健所長に届け出た後に、営業予定地が変更になった場合は、別紙様式 1 によりその旨届け出るものとする。

5 設備

- 移動理・美容所の設備は、次に掲げる基準を満たすものとする。
- (1) 200L 以上の適切な容量を持つ給水タンクを設けること。
 - (2) 給水タンク以上の容量を持つ排水タンクを設けること。

6 衛生・安全措置等

移動理・美容所の営業者は、理容師法又は美容師法及びその関係法令が定めるものの他、移動理・美容所について次に掲げる衛生的措置等を講ずるものとする。

- (1) 給水タンクは、常に清潔に保ち、衛生的な水を供給すること。
- (2) 排水タンク内の汚水の処理は、移動理・美容所の保管場所等で適切に行うこと。
- (3) 作業中は、支柱で固定する等の方法により、作業場の床を水平に保つこと。
- (4) 営業場所は、利用者の安全が確保される場所を選択すること。
- (5) 利用者の安全を十分確保すること。
- (6) 検査確認済証を移動理・美容所の見やすい場所に掲示すること。

(7) 苦情の申し出先として店舗の名称、電話番号、移動理・美容所の所在地を利用者に提示するなど利用者からの苦情等に適切に対応できるようにすること

7 設備の変更等の取扱

自動車の更新にあたっては、原則として廃止・新規の手続きを要するが、理・美容の業を行うための設備をそのまま車両に乗せ替える場合は変更届によるものとする。

8 監視指導等

移動理・美容所の監視指導は、松江市・島根県共同設置松江保健所に所属する環境衛生監視員が行うものとする。

附則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 12 月 15 日から施行する。